

## 神戸市救急救命活動対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市救急救命活動対策事業実施要綱に基づき、救急救命活動対策事業を行う市内の教育・保育施設に対し、在園児の突然の心停止などの不慮の事態に対し迅速かつ適切に応急措置を実施できるよう必要な設備の賃貸借にかかる補助金を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設を運営する事業者等とする。

### (補助の対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象となる経費は、補助対象者が、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を賃貸借により市内の教育・保育施設に設置するための費用とする。

2 前項に掲げる補助対象経費は、AED本体及び付属品にかかるリース料またはレンタル料のほか、付属品及び消耗品の購入費とする。

### (補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、AEDを設置する月につき、AED1基あたり月額1,600円と対象経費の月額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に2分の1を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とを比較して少ない方を補助金として交付することができるものとする。

2 補助対象となるAEDは、1施設当たり1基までとする。ただし、分園及び保育送迎ステーションを設置する施設は、1分園及び1ステーションあたり1基までを追加できるものとする。

### (補助の要件)

第5条 補助対象者は、AEDが常に所定の性能を発揮できるよう維持しなければならない。

2 教育・保育施設の職員は、必要な講習を受講する等、操作方法を習熟しなければならない。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受領した場合は、その内容を審査のうえ、交付することを決定したときは交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則（昭和39年3月神戸市規則第81号）第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（調査報告）

第8条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

（交付決定の取消し・返還）

第9条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（施行の細則）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

神戸市長宛

[補助事業者]

住 所  
法 人 名

## 神戸市救急救命活動対策事業補助金交付申請書

神戸市救急救命活動対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請金額 円

ただし、年度 神戸市救急救命活動対策事業補助金

債権者登録有の場合 債権者登録番号：

債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込 口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義（カナ）			

注) 債権者登録をしている方は、住所、名称について、  
債権者登録のとおり記載してください。



様式第2号（第7条関係）

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

設置者・園長 様

神戸市長

神戸市救急救命活動対策事業補助金交付決定通知書  
（年度分）

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市救急救命活動対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

2 補助の条件

救急救命活動対策事業に係る経費に充てること。